令和5年度地下水の水質測定結果について

令和6年12月3日 環境・ゼロカーボン推進課

(単位:mg/L)

愛媛県環境審議会の答申を受けて策定した「令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき調査した結果は、次のとおりでした。

- 1 調査期間 令和5年4月~令和6年3月
- 2 実施機関 愛媛県、松山市、国土交通省

3 調査結果の概要等

- (1) 継続監視調査
 - ア調査地点及び測定項目

調査機関	地点数	環境基準項目	要監視項目
愛媛県	46	3*1	_
松山市	10	6 ^{*2}	_
国土交通省	6	28 ^{**3}	21**4

- ※1 砒素、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- ※2 1,1-ジ クロロエチレン、1,2-ジ クロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、グロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- ※3 か、うか、全ゾア、鉛、六価から、砒素、総水銀、アルヤル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン (塩化ビニル又は塩化ビニルモ/マー)、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-ジクロロエチレン、1,1,3-ジクロロ゚ロ゚ン、チウラム、シマジン、チオベンカルプ、ペンゼン、セン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
- %4 クロロホルム、1,2-ジ クロロプ ロパン、p-ジ クロロベンセン、 イノキザチャン、ダ イアジ ノン、フェニト・ザオン、イソプ ロチオラン、 オキシン銅、クロロタロニル、プ ロピ ザ ミト 、 EPN、 ジ クロルボ ス、フェノブ カルブ 、 イプ ロベンホス、クロルニトロフェン、 トルエン、 キシレン、フタル電変ジ エチル・ギンル、ニッケル、モリブ デン、アンチモン

イ 調査結果(基準超過地点)

環境基準項目については、調査を実施した62地点において、テトラクロロエチレンが 1地点、砒素が1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が6地点で、基準を超過した。

(令和4年度は、テトラクロロエチレンが1地点、砒素が1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が9地点で超過)

要監視項目については、調査を実施した6地点において、指針値の超過はなかった。

テトラクロロエチレン

調査機関	調査地点	令和5年度	令和4年度	環境基準
松山市	松山市生石町	0.016	0.019	0.01 以下

・ 砒素 (単位: mg/L)

調査機関	調査地点	令和5年度	令和4年度	環境基準
愛媛県	宇和島市伊吹町	0.023	0.014	0.01 以下

・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

≒田★−₩月月	調査地点	原因	調査結果		四控甘淮
調査機関	神色地点		令和5年度	令和4年度	環境基準
	今治市伯方町叶浦	施肥	18	19	
愛媛県	今治市上浦町井口	施肥	13	12	10 以下
	越智郡上島町生名	施肥	22	22	
	伊予郡砥部町川井	施肥	18	18	
松山市	松山市津和地	施肥、生活排水	17	3. 7	
	松山市吉藤4丁目	施肥、生活排水	20	20	

(単位:mg/L)

(2) 概況調査

ア調査地点及び測定項目

調査機関	地点数	環境基準項目	要監視項目
愛媛県	10	7*	_
松山市	9	28	25

[※] 砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、クロロエチレン (別名:塩化ビコル又は塩化ビコルモ/マー)、 1, 2-ジ クロロチレン、1, 4-ジ オキサン

イ 調査結果

環境基準項目については、調査を実施した19地点において、環境基準を達成した。 (令和4年度は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点(松山市由良町)で超過) 要監視項目については、調査を実施した1地点において、指針値の超過はなかった。 (令和4年度は、全マンガンが1地点(松山市安城寺町)で超過) ※PFOS及びPFOAの調査を実施した1地点(松山市)において、指針値の超過はなかった。

(3) 継続監視の終了に係る汚染井戸周辺地区調査

ア調査地点及び測定項目

調査機関	調査機関 調査地点 :		環境基準項目	
愛媛県	四国中央市寒川町	2	7.4元分子・フィップ・アイルー・ウィー・フィップ・アイルー・ウィー・フィップ・アイルー・ウィー・フィップ・アイルー・フィップ・フィップ・フィップ・フィップ・フィップ・フィップ・フィップ・フィップ	
	今治市波方町郷	5	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	

[※]継続監視調査地点を含む。

イ 調査結果

調査を実施した7地点において、環境基準を達成した。

(4) ダイオキシン類調査

ア調査地点

調査地点	(単位:pg-TEQ/L)		
調査機関	調査地点	調査結果	環境基準
松山市	松山市久保田町	0. 077	1 以下

イ 調査結果

調査を実施した1地点において、環境基準を達成した。(令和4年度も同様)